

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名		職員の給与に関する条例	
条 例 番 号	昭和 32 年神奈川県条例第 52 号	法 規 集	第 2 編第 4 章第 2 節
所 管 部 局 室 課		総務部人事課	
条 例 の 概 要		地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	職員の給与は、人事委員会の給与勧告を踏まえ、職務と責任に応ずるもの、民間企業の賃金や他の公務員との均衡を図るものとしており、県民の理解が得られる適正なものである。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	職員の給与は、職務の種類に応じた 11 の給料表と、給料を補完するものとして地方自治法第 204 条第 2 項に規定する 19 の手当（特殊勤務手当の種類等別途条例を設け規定）で構成しており、簡素で効率的である。 また、期末手当、勤勉手当など一部を除き、毎月定期的に支給しており効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	地方公務員法の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定めたものである。 また、職員給与の適正な管理に取り組んでいるところであり、「行政システム改革基本方針」の考え方に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。		理 由
	改正・廃止を検討する。		現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。
		特 記 事 項	今後も、県民の理解を得られる適正なものとなるよう、人事委員会の給与勧告を踏まえて適宜見直しを実施する。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>